

平成21年(行コ)第269号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件
控訴人 柏村忠志 外19名
被控訴人 茨城県知事 外1名

意見陳述書（控訴人本人）

2013年（平成25年）12月19日

東京高等裁判所 第10民事部 御中

茨城県

控訴人 神 原 晴 美



「本県は長期水需給計画の改訂は行わない」

10月23日、茨城県議会「予算特別委員会」における橋本知事の答弁です。八ツ場ダム基本計画変更についての質疑の中のことでした。質問者の大内議員は「長期水需給計画＝いばらき水のマスタープランは給水実績と大幅に乖離しており、県人口の急激な減少は県当局も把握しているところではないか」と指摘。その上で水のマスタープランの見直しについて知事の見解を求めました。

知事答弁の趣旨は、「計画の目的である水資源は確保された。今後はダム事業等の計画も無い。人口も減少していくことから本県は長期水需給計画の改訂は行わない」というものでした。さらに現行の2007年度改訂のいばらき水のマスタープランは、平成21年6月30日、水戸地裁の八ツ場ダム住民訴訟判決でも「マスタープランの推計値は明らかに不合理であるとは言えない」という判断が示されている。とも添えました。※速記録参照

何という傲慢な答弁でしょう。「今後長期水需要計画の改訂は行わない」とは、同計画の妥当性を審議する当法廷を嘲笑うものとしか思えません。

さらに「水資源は確保された。今後はダム計画も無い」としていますが、霞ヶ浦導水、思川開発はまだ検証検討の場にあります。八ツ場ダム同様「事業者による事業者の為の検証」に、事業者として“結果を見きった”発言なのでしょう。

また水戸地裁判決は、2001年度のマスタープランと、その後の実績との乖離を認めながら、あろうとか判決の直前に策定された2007年度マスタープランをも

って「明らかに不合理なものではない」とこじつけたものに過ぎません。申すまでも無く、当時同プランは“実績の洗礼”は受けていません。同判決は「行政に“救いの手”を差し伸べた」不当判決と断じても過言ではないでしょう。

2007 年度マスター プランの過 大さは当法廷で実証いたしました。水戸地裁の汚点を当法廷で雪がれることを期待いたします。

それにしても、何が行政の暴走を助長させているのでしょうか。先ず行政をチェックすべき県議会が、知事の与党を任する議員に占められ、行政にすり寄り続けてきたことが挙げられます。さらに、司法が「政策実行の滯り」を恐れ、行政の裁量権を徒に認め続けたことも挙げざるを得ません。

この国の三権は本当に分立しているでしょうか。司法・行政・立法は正三角形を描いているでしょうか。残念ながら、国にあっても地方自治体にあっても、情報を持ち、予算を持ち、政策を実行する行政に権力が集中するのは自明の理です。なるが故に、国民が自由と権利を守るために不断の努力を惜しんではならない様に、司法・立法の二権も行政の巨大化・暴走を監視し緊張関係を保つことが求められるのです。

秘密保護法が民主主義の根幹を揺るがしています。すでに三権はバランスを失い行政は暴走を始めました。国民の知る権利は“国益”の前に封じられ、立法も司法もまた“秘密は秘密”の無制限な拡大に耳目を塞がれ口も封じられるでしょう。

同法にある「テロリズム防止に関する事項」をもって、八ッ場ダム事業が「特定秘密」とされるならば、この裁判そのものも成り立ちません。同様に今後すべての行政訴訟は封じこまれるでしょう。これを“暗黒”と言わずしてなんでしょう。

この裁判をはじめて 10 年を迎えます。補償金を求めるでもなく、財産を守る訳でもない私たちが、徒手空拳で行政の不条理を訴えるのは、主権者の権利というより民主主義社会の「主権者としての義務」と考えるからです。幾たびも無力感に襲われました。しかし踏みとどまれたのは、せっかく手にした民主主義をまとうな形で子や孫へ遺すのが、今を生きる私たちの責任であると思うからです。

私たちはこの国の民主主義を信じます。三権分立が必ず機能することを信じています。私たちの積み上げた事実を読み碎いてください。後世に感謝される判断をしてください。私たちのためではなく、この国の民主主義のために。

人の上に国をつくらず。